

## 別表六（二）付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が令第141条の6第1項（保険会社の投資資産及び投資収益）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年6月改正前の令第155条の27の3第3項（国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算）（令第141条の6の規定により国外事業所等帰属所得（法第69条第4項第1号（外国税額の控除）に掲げる国外源泉所得をいいます。）に係る所得の金額を計算する場合に限り、）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「投資資産の額」の各欄は、保険業法施行規則第47条各号（資産の運用方法の制限）に掲げる方法により運用を行う資産について内国法人又は連結法人の当期末における貸借対照表に計上されている金額を記載します。
- 3 「責任準備金の額11」は、内国法人又は連結法人の当期末において保険業法第116条第1項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額を記載します。
- 4 「支払備金の額12」は、内国法人又は連結法人の当期末において保険業法第117条第1項（支払備金）に規定する支払備金として積み立てられている金額を記載します。
- 5 「国外事業所等に係る責任準備金相当額13」は、内国法人又は連結法人の当期末において保険業法に相当する外国の法令の規定により国外事業所等（法第69条第4項第1号に規定する国外事業所等をいいます。以下同じです。）に係る保険業法第116条第1項に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載します。
- 6 「国外事業所等に係る支払備金相当額14」は、内国法人又は連結法人の当期末において保険業法に相当する外国の法令の規定により国外事業所等に係る保険業法第117条第1項に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載します。